

京阪バス連絡専用割引定期券を購入のお客様へ

京阪バス連絡専用割引定期券（以下「割引定期券」）の購入、払戻し、利用方法については以下のとおりですので、ご注意ください。

① 購入について

- 割引定期券の購入には、事前に購入いただいた**京阪バス定期券の提示が必要です**。
※御蔵山地区定期券、山科地区内特区定期券、醍醐地区内特区定期券は発売対象外ですのでご注意ください。
- 京阪バス定期券一枚につき割引定期券一枚の発売です。重複発売を防ぐため、提示いただいた京阪バス定期券に購入済みであることを証する印を押印します。
- 旧連絡定期券と同様、指定停留所・指定駅で乗り継ぐ場合に発売します。

区分	指定停留所・指定駅	
市バス	四条烏丸、四条河原町、三条京阪前、五条坂、河原町五条	
地下鉄	烏丸線	竹田、四条、五条
	東西線	三条京阪から六地蔵までの各駅

- 京阪バス定期券と同じ種類・通用期間**（通勤1・3・6箇月、通学1・3箇月）の割引定期券を発売します。
- 購入いただける期限は、**京阪バス定期券の通用期間開始日から7日後まで**です。8日後以降は発売できません。
- 京阪バスの端日数付定期券をお持ちの場合でも、割引定期券を発売します。京阪バス定期券よりも先に割引定期券の通用期間が満了する場合は、継続定期に限り1箇月の割引定期券を発売します。

② 利用方法

- 地下鉄の割引定期券をご利用の際は、**改札機へは通さず、有人改札口等で提示してください**。
- 割引定期券を利用される際は、**必ず京阪バス定期券も所持してください**。（提示を求める場合があります。）

※割引定期券を単独で利用された場合は、不正利用として定期券を無効として回収し、割増運賃を徴収する場合があります。

③ 払戻しについて

- 割引定期券の払戻しの際には、押印のある京阪バス定期券も提示ください。京阪バス定期券に払戻し済みであることを証する印を押印します。
- 京阪バス定期券のみの払戻しはできません**。京阪バス定期券を払い戻す際は、割引定期券も合わせて払い戻していただきます。
- 割引定期券購入時に提示いただいた京阪バス定期券の払戻しは、交通局の定期券発売所にて行います。**京阪バスの窓口では払戻しできません**のでご注意ください。その際、交通局及び京阪バスそれぞれの所定の手数料が必要です。
※ただし、割引定期券のみの払戻しを受けた後に、京阪バス定期券の払戻しをご希望される場合は、京阪バスの窓口においても払戻しが可能です。

④ その他

- 割引定期券購入時に提示いただいた京阪バス定期券の区間変更については、市バス又は地下鉄との連絡が維持される場合に限り可能です。
- 交通局の定期券発売所にて、ご希望される区間変更により連絡が維持されるかを確認のうえ、証明書を発行しますので、当該証明書を持参のうえ、京阪バスの窓口にて区間変更の手続きをお願いいたします。証明書をお持ちでない場合は、区間変更の手続きができません。
- 割引定期券購入時に提示いただいた京阪バス定期券の種類変更については、事前に交通局の定期券発売所にて割引定期券の払戻しが必要です。割引定期券の払戻しをされる前に、京阪バスの窓口で京阪バス定期券の種類変更をお申し出されても、種類変更できませんのでご注意ください。